

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国
政府とトルコ共和国政府との間の協定

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定

日本国政府及びトルコ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国とトルコ共和国との間に存在する友好関係に基づき、

日本国及びトルコ共和国の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

日本国及びトルコ共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

二千年七月六日に作成された追加議定書により補足された千九百八十一年六月三十日に作成された核兵器

の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのトルコ共和国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「トルコ共和国に関する保障措置協定」という。）に従い、トルコ共和国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

原子力の安全、核セキュリティ及び核不拡散が確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

平和的目的のための原子力の利用及び原子力の安全の保証についての協力の重要性を強調して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府により決定される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により決定されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により決定されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

- (c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

- (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

- (e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が特定し、及び決定する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。当該特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、当該特定の情報は

は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が共同で決定する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が共同で決定する核物質

第二条

1 この協定の下での協力は、次の方法により行うことができる。

(a) 専門家及び研修生を交換すること。

(b) 両締約国政府、両締約国政府の認められた者又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者とによって決定される条件で、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報を交換すること。

(c) 供給者と受領者との間の決定によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の決定によって定める条件で、一方の締約

国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

(a) 原料物質であつて天然に存在するものの探鉱及び採掘

(b) 原子炉（両締約国政府が合意するものに限る。）の設計、建設、運転及び廃止

(c) 核燃料の生産及びそのための設備の製作

(d) 原子力の安全（放射線防護及び環境の監視を含む。）

(e) 核セキュリティ

(f) 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理

(g) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

(h) この協定の範囲内の分野に関する研究及び開発

(i) 両締約国政府により合意されるその他の分野

- 3 ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備（この3の規定において、「設備」には、この協定の附属書AのC部に掲げるものを含む。）並びにプルトニウムは、第十四条1の規定に従ってこれらを移転することを可能にするような改正が行われた場合に限り、この協定の下で移転することができる。

第三条

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第四条

- 1 第二条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従う。特に、同条1(c)に規定する協力については、それぞれの国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、日本国に関する保障措置協定及びトルコ共和国に関する保障措置協定に従って機関の保障措置が適用

されていることを要件とする。

2 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

(a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

(b) トルコ共和国内においては、トルコ共和国に関する保障措置協定の適用を受ける。

3 機関が何らかの理由により2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない例外的な場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに共同で機関と協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であつて、2に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第五条

1 日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子

力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

2 日本国は、千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。トルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に適合するように行動する。

3 両締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備若しくは技術、技術に基づく設備又は回収され又は副産物として生産された核物質が置かれ、又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

4 両締約国政府は、原子力事故に係る準備及び対応を含む原子力の安全を向上させるため、定期的に両締約国政府間で協議を行うことができる。

第六条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締

約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びトルコ共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

3 一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、その移転が行われる前に、他方の締約国政府と協議を行うことができる。また、一方の締約国政府は、回収され又は副産物として生産された核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、他方の締約国政府と協議を行うことができる。

4 両締約国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

第七条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産

物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができ
る。

第九条

1 直接であると第三国を経由してであることを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得

る。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることを両締約国政府が共同で決定する場合

(c) 核物質について、機関が、第四条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十条

1 いずれの締約国政府も、他方の締約国政府若しくはその認められた者に対する商業上若しくは産業上の

優位を追求するため、他方の締約国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうため又は原子力の平和的利用の進展を妨げるためにこの協定の規定を利用してはならない。

2 両締約国政府は、この協定の効果的な実施のため、国内の核物質計量管理制度に基づき、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の最新の在庫目録を毎年交換する。

3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。

第十一条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びトルコ共和国が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従って確保する。

第十二条

1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によつて解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、次の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に付託される。

(a) 各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる。）、指名された二人の仲裁裁判官は、相互の合意により第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を指名する。

(b) 仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。国際司法裁判所長が一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長（同次長がいずれか一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際

司法裁判所における先任の裁判官であつて、いずれの一方の締約国政府の国の国民でもなく、かつ、その任命を行うことができるもの）に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。

(c) 第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、(b)に規定する手続と同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。

(d) 仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。

(e) 仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

(f) 各締約国政府は、自らが指名した仲裁裁判官に係る費用及び自らが仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁裁判長がその職務を遂行するための費用及び仲裁裁判所の残余の費用は、両締約国政府が均等に負担する。

第十三条

1 日本国政府又はトルコ共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、ト

ルコ共和国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a) 第三条から第八条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合

(b) 第四条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2 日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a) 当該行動の影響

- (b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 4 この協定に基づいて移転された核物質、資材又は設備の返還を要求するこの条の規定に基づく権利は、両締約国政府が相互に受け入れることができる条件及び手続に従って行使される。
- 5 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後、次の場合にはこの条の規定に基づく権利を行使するものとする。
 - (a) 1に規定する場合において、適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかったとき。
 - (b) 2に規定する場合において、当該一方の締約国政府が是正措置を見いだすことができないと判断するとき。

第十四条

- 1 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定の改正について、相互に協議する。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、次条1に規定する手続と同様の手続に従い、効力を生ずる。
- 2 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面によ

る合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。附属書の修正は、日本国政府がトルコ共和国政府から必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

第十五条

1 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3 この協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条2及び3、第五条から第八条まで、第九条2並びに第十条から第十三条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語、トルコ語及び英語により本書二通を作成し、二千十三年四月二十六日に東京で、及び二千十三年五月三日にアンカラで署名した。これらの言語の本文の解釈に関し紛争が生ずる場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

岸田文雄

トルコ共和国政府のために

タネル・ユルドウズ

附属書 A

A 部

1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物（いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B部の1に規定する原子炉において使用するもの（いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。）

B 部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。）
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの（いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量

の供給を行う場合に限る。）

7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等 1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器（蒸気発生器）

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

C部

- 1 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのプルトニウムの転換プラント及び当該プルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備
- 2 照射済原子炉燃料要素の再処理プラント及び照射済原子炉燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備
- 3 天然ウラン、劣化ウラン又は特殊核分裂性物質の同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計し、又は製作した設備であつて分析機器以外のもの
- 4 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B 防護の水準

第三群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。）の下に行うこと。

第二群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域（警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。）内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場

合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群 (付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域 (第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行う

付表 核物質の区分

4 照射済燃料	3 ウラン二三三	2 ウラン二三五			1 プルトニウム (注a)	核物質	
		未照射 (注b)	未照射 ト超に縮ウ照 未えお度ラ射 満一けがン(の○る天二注 ウバ混然三b ラI合ウ五) ンセ率ラの ンを濃	未照射 ンセン縮ウ照 ント度ラ射 ト以がン(未上一二注 満二〇三b の〇バ五) ウパIの ラIセ濃	未照射 ン縮ウ照 ト度ラ射 以がン(上二二注 の〇三b ウバ五) ラIの ンセ濃	未照射 (注b)	形態
/		二キログラム以上	/			五キログラム以上	第二群
劣化濃縮ウラン燃料含有率(天然ウラン濃縮燃料含有率)の低下による照射済燃料の劣化(注d)による照射済燃料の劣化(注e)による照射済燃料の劣化(注f)	二五キログラム未満を超過	/			一〇キログラム以上	第二群	
/		五〇キログラムを以て下	一〇キログラム以上	一〇キログラムを以て未超過	一〇キログラムを以て下	第三群(注c)	

注 a 全てのプルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。）

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時（一〇〇ラド毎時）以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時（一〇〇ラド毎時）を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。